

福井県内水面漁場管理委員会指示第8号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項および第171条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイおよびニシキゴイをいう。以下同じ。）の取扱いについて次のように指示する。

ただし、公的機関が試験研究に供する場合はこの限りでない。

令和8年3月17日

福井県内水面漁場管理委員会

会長 此下 美千雄

第1 指示の内容

1 持ち出しの禁止

公共用水面およびこれと接続一体をなす水面において、コイヘルペスウイルス病が発生している若しくは発生している疑いがあると福井県知事が認めた場合は、食用に供する場合、採捕した同一水域内で増殖行為を行う場合および福井県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出しはならない。

この場合、福井県内水面漁場管理委員会は、当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。

2 放流の制限

公共用水面およびこれと接続一体をなす水面にコイを放流する場合は、放流用のコイが（1）、（2）の全てを満たしていること

（1）コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水域に生息していたコイでないこと

（2）コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水域に生息していたコイと水を介しての接触がないこと

ただし、採捕したコイを採捕した同一水域内に再放流する場合は除く。

第2 指示の期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

福井県内水面漁場管理委員会告示第1号

福井県内水面漁場管理委員会指示第8号に基づく水域の範囲を次のように定める。

令和8年3月17日

福井県内水面漁場管理委員会

会長 此下 美千雄

1 早瀬川水系

（久々子湖、水月湖、菅湖、三方湖ならびにこれらの湖に接続する河川本流および支流）

2 九頭竜川水系（九頭竜川本流およびその支流）

3 大聖寺川水系 ただし、福井県内の水域に限る。

（大聖寺川、北潟湖ならびに接続する河川本流および支流）

【流域図】

